様式第九号の二（第十条の六関係）

許可番号　０４１２３００８１９９

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　　所　福岡県北九州市小倉北区西港町６２番４
氏　　名　九州メタル産業株式会社
　　代表取締役　森山　義洋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義

佐賀県知事印

許可の年月日　　令和　６年（２０２４年）１月５日
許可の有効年月日　　令和１３年（２０３１年）１月４日

１．事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
圧　縮	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。） 以上３種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

２．事業の用に供するすべての施設

種　類	圧縮施設
産業廃棄物の種類	１．の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	鳥栖市永吉町字原田598番5
設置年月日	令和４年４月４日
処理能力	９６ｔ／日（８時間）

３．許可の条件
　なし

４．許可の更新又は変更の状況
　令和６年１月　５日　更新許可（優良基準適合）
　令和６年４月３０日　変更届　代表者の変更　以下余白

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無
　有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。